

被 処 分 者	認 定 証 番 号	宮崎県公安委員会 第408号
	自 動 車 運 転 代 行 業 の 名 称 又 は 記 号	ツバメ代行社
	主たる営業所が所在する市町村	宮崎県延岡市
	処 分 年 月 日	令和6年6月20日
	処 分 内 容	認定の取消し
	処 分 理 由	正当な理由がないのに、引き続き6月以上営業を休止し、現に営業を営んでいない上、3か月以上所在不明であるため
	根 拠 法 令	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第1項第3号及び第4号
	処分を行った公安委員会	宮崎県公安委員会